

島本町住民福祉審議会 要点録

(令和元年 11 月 27 日作成)

1	会 議 の 名 称	令和元年度 第 2 回 島本町住民福祉審議会		
2	会 議 の 開 催 日 時	令和元年 11 月 1 日 (金) 午後 2 時～午後 3 時 30 分		
3	会 議 の 開 催 場 所	島本町役場 地下 第五会議室	公開の可否	(可)・一部不可・不可
4	事 務 局 (担 当 課)	健康福祉部福祉推進課	傍聴者数	1 名
5	非 公 開 の 理 由 (非公開 (会議の一部 非公開を含む。)の場合)	(非公開 (会議の一部 非公開を含む。)の場合)		
6	出 席 委 員	明石会長、足立委員、伊藤委員、小田委員、梶丸委員、木村委員、 谷川委員、中村 (智) 委員、中村 (民) 委員、三宅委員、横井委員 (以上 11 名)		
7	会 議 の 議 題	案件 1 「第 3 期島本町ひとり親家庭等自立促進計画」の進捗状況について 案件 2 「第 4 期島本町ひとり親家庭等自立促進計画」策定に係るアンケートについて 案件 3 「第 4 期島本町ひとり親家庭等自立促進計画」の概要について 案件 4 その他		
8	配 布 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・資料 1 「第 3 期島本町ひとり親家庭等自立促進計画」の進捗状況 ・資料 2 島本町ひとり親家庭等自立促進計画 ひとり親家庭等アンケート調査 ～速報版～ ・資料 3 「第 4 期島本町ひとり親家庭等自立促進計画」の概要 		
9	審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		

令和元年度 第2回 島本町住民福祉審議会 要点録

(令和元年 11月1日 (金) 開催)

開会

会 長

ただいまから、令和元年度第2回島本町住民福祉審議会を開催する。委員の出席状況の報告をお願いする。

事務局

本日は11名の委員が出席している。島本町住民福祉審議会条例第6条第2項の規定により、委員の過半数が出席していることから、本日の会議が成立していることを報告する。

また、今回も、次期「ひとり親家庭等自立促進計画」の策定業務を委託している業者に出席をお願いしているので、あわせて報告する。

会 長

配布資料の確認をお願いする。

事務局

配布資料を確認する。

(事務局から配布資料の確認)

会 長

本日、1名の傍聴の申し出がある。島本町住民福祉審議会の会議の公開に関する要綱第4条に基づき、傍聴を許可することに異議はないか。

(「異議なし」の声)

会 長

異議がないため、傍聴を認める。

(傍聴者入室)

会 長

傍聴者は傍聴要領を守り、傍聴するようお願いする。

案件1 「第3期島本町ひとり親家庭等自立促進計画」の進捗状況について

会 長

「案件1 『第3期島本町ひとり親家庭等自立促進計画』の進捗状況について」を議題とする。事務局から説明をお願いする。

事務局

(資料1に基づき、説明)

会長

質問や意見はないか。

委員

〈基本目標3〉「1. 子育て支援の充実」の「⑦ファミリー・サポート・センター事業の実施」の課題で「提供会員が不足傾向にある」とされている。広報等で募集されており、何年か前に窓口で資料をいただいた。資料を読むと、大切な命を預かるということで難しく感じ、断念した。研修を受けると安心して預かることができるかもしれないが、まず、提供会員になるということが難しいと考える人がたくさんいると思うので、周知方法ではなく、もっと提供会員になりやすい方法はないか。やりたい気持ちはあるが、トラブルなどに対応してくれるところがないので、安心してできる体制などがあればと感じた。

事務局

子育て支援課の事業であり、いただいた意見を伝え、提供会員としてより応募しやすくないか確認する。

会長

その他の事業を含めて、他市町村でも実施していることなので、どのような形で行われているのか、どのようにして心理的な負担を減らし、応募できるようにしているかなど、状況を確認し、参考に見ればいいのか。ファミリー・サポート・センター事業は、尼崎市などが活発にされていると聞いている。

委員

数字も入り内容がわかりやすくなっている。〈基本目標2〉「2. 能力向上への支援」の「①高等職業訓練促進給付金の支給」は、平成27年度以降少しずつ下がっているように思うが、職種や期間などが変わったことで下がったのか教えてほしい。また、「③就業資格取得促進事業の実施」は、平成29年度以降の相談件数、利用件数が0件であり、情報提供がなされていないのか、条件が厳しいのかなど、原因を教えてほしい。

事務局

「①高等職業訓練促進給付金」については、受けている方が課税か非課税か、受給開始が4月からか年度途中からかなどで、それぞれのケースで支給額が異なっているものである。

「③就業資格取得促進事業」は上限額が低いことから、より上限額の高い「②自立支援教育訓練給付金」に該当される場合は、「②自立支援教育訓練給付金」を紹介している。「③就業資格取得促進事業」は町独自の運転免許の取得費用などを助成する制度であり、相談内容に応じてそれぞれの制度を紹介している。

委員

町独自の支援策として、自動車運転免許の取得以外にどのようなものがあるのか。

事務局

「③就業資格取得促進事業」の要綱を作成した時点では、「②自立支援教育訓練給付金」はあったと思うが、国の制度が拡充されていった。実績としては、国の制度の要件を満たさない方のフォークリフト免許や自動車運転免許の取得がある。

会長

「①高等職業訓練促進給付金」は、専門学校などで国家資格を取得して、自立につながるもので、効果的な事業である。

委員

<基本目標5>「2. 交流の推進」の「①母子寡婦福祉会への支援」で「母子寡婦福祉会に補助金を交付し、親睦会やイベントでの交流会をはじめとした活動を支援します」とあり、先ほど「母子寡婦福祉会の紹介」との説明があったが、補助金以外に活動の支援としてどのようなことを考えているのか教えてほしい。

事務局

補助金の交付以外に、相談の中でひとり家庭の方に、母子寡婦福祉会のチラシを渡したり、会費や事業内容などを伝えたりしているところである。

案件2 「第4期島本町ひとり親家庭等自立促進計画」策定に係るアンケートについて

会長

「案件2 『第4期島本町ひとり親家庭等自立促進計画』の策定に係るアンケートについて」を議題とする。事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料2に基づき、説明)

会長

質問や意見はないか。

委員

問2「年齢」において、60歳代を2つに分けたが、回答が1件だったのは残念である。前回は60歳以上が11人いたのが1人になり、70歳以上は働いていないと思うので、収入などはその影響が現れていると思う。その点を考慮して分析するといいいのではないか。

事務局

今回、18歳に到達した子どものいる家庭を中心に対象者数を増やした関係があり、65歳以上の方からの回答が無かったものである。指摘の点を考慮して分析する。

委員

「自由記述」に、がんばって働くと手当が減る、所得の上限があり手当が減るという現状を緩和してほしいとの意見が多い。がんばって働いても手当が減るという状況では、思うようにお金を貯めることができない。所得制限は仕方ないと思うが、このような部分や、自分の思いを書く自由記述について、もっと目を向けてほしい。

会長

国の制度の問題であり、町がどこまで関われるのかということはあるが、読んでいて胸が痛くなるような切実な声があがっている。

事務局

国の制度であり、町として答えることができないが、働くことと手当などの額との矛盾の問題が多く、読んでいて切実だという印象を受けた。

委員

手当をもらうために婚姻届を出さないという事例があると聞いて驚いたことがある。

問37「悩みの相談相手」において、「民生委員・児童委員、主任児童委員」が0件であった。ひとり親家庭の相談窓口などが広報にも掲載されていたので、必要とされている方に届いてほしい。忙しくて時間がとれない、平日は仕事で相談に行けない場合でも、民生委員であれば休日でも相談できることが伝わるといいと思う。

委員

問28「子どもが病気になった時の対応」において、「仕事を休むなどしてあなたが看ている」が多い。第3期計画の進捗状況の中で「病後児保育」について、町内に施設がないとなっていたが、新しい保育所ができるので、そのような機能をもった保育施設ができればいいと思っている。

会長

病後児保育は、医療機関のバックアップが不可欠である。

事務局

資料1〈基本目標3〉「1. 子育て支援の充実」の「②病後児保育の検討」において、計画策定時は検討段階であったが、平成29年度から大山崎町に開設された病児・病後児保育室を利用できるようになり、利用助成を行うことで実績として記載している。アンケートの結果をみると、ニーズはあると思われる。町内には病後児保育の施設がなく、できればいいということを所管の子育て支援課に伝える。新しい保育所の状況については把握していないので、次期の計画でどこまで言及できるかは、子育て支援課に確認する。

会 長

医療機関のバックアップがないと対応が難しく、町としてどうしていくかということも重要であると思う。

委 員

「自由記述」に、「平日に相談に行けない」という声がある。役場は平日の9時から17時頃であり、働いている人は相談に行けない。FAXや電話でやりとりするなど、来られない方にも対応できるよう、いろんな手段を考えると、相談しやすくなるのではないか。

事務局

母子・父子・寡婦などの相談は、基本的には平日の9時から17時までとなっているが、進学費用の貸付相談などは、事前の予約があれば、仕事終わりの19時頃になっても対応している。電話についても、昼休みや本人の休業日などをあらかじめ聞いて、その時間を活用して対応している。

委 員

町長に年1回要望書を提出しており、その中で「できれば中学校区に1か所の病後児保育ができる施設を」とお願いしている。ひとり親家庭にとって必要であると思うが、共働き家庭にとっても必要だと思うので、ひとり親にこだわらず、保護者が安心して働くことができるよう、町として取り組んでほしい。そのうえで、ひとり親には金銭的な面で配慮してほしい。病後児保育の施設は、医療機関の協力が重要ということで、町内では難しいだろうが、高槻病院のように小児科がある病院では、可能ではないだろうか。特別な場合は、高槻市でも受け入れをお願いできるようにならないか。

会 長

ひとり親等に限らず、一般の子育て支援として子どもが健やかに育つために、保護者が働きながら子育てができるよう町として整備してほしいということは、町長にも伝わっていると思う。町内の医療機関や他市の協力なども得られるか、検討してもらえるといいのではないか。

委 員

問37「悩みの相談相手」において、本当に悩みを持っている人がどこに相談したらいいのかわからないのではないかと思う。離婚前後や傷ついたり、心が折れそうになったりしたときに、話を聞いてもらうだけでいいので、広報などで「どんな悩みでもご相談ください」というのがあれば、うれしいのではないか。母子以外でも悩みを聞いていただけるところがあるのかを教えてください。

事務局

離婚に関する相談や児童扶養手当などのことは、窓口で母子・父子自立相談員につなぎ、話を聞くだけの場合もある。そのほかに、民生委員・児童委員や社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーなど、いろいろな形で相談や本人の思いを聞いてもらえる機関もある。

委員

社会福祉協議会では、第一木曜日の9時30分から12時まで、何でも受ける相談を行っている。相談の中で、役場のどの窓口に行けばいいのかを判断して紹介したり、コミュニティソーシャルワーカーにつないだりして、いろいろな相談に対応している。

会長

いろいろな窓口がありすぎて、どこに行けばいいのかわからないということもあるかもしれない。豊中市の場合、広報誌に3ページにまたがって相談窓口が掲載されている。広報をきちんと読んでいただくことが大切である。

委員

相談に行くことができない方がもっと問題であると思っている。自分が何に困っているのかわからないということがあるかもしれない。今の仕組みの中で、接点のある部署が積極的に声をかける、関係を持つことなどもやっていくことが必要だと感じた。

会長

本人は、いろいろな問題で何が何かわからなくなり、切羽詰まった状態になっているのではないか。ある調査によると、人が倒れている時に助けようとする人は9割いるが、自分が倒れた時に助けてと言える人は1割しかいないという結果がある。自分から助けてと言える人は、大変少ない。町の母子寡婦福祉会では、相談窓口を開設しているのか。

委員

大阪府の母子寡婦福祉連合会は開設しているが、町では開設していない。母子寡婦福祉会に入っている人は、助け合いができていると思うが、入っていない人の情報がないので、相談に来てくれるのを待つしかない。

会長

母子寡婦福祉会として、定期的な活動をしているのか。

委員

年に数回バス旅行を実施している程度で、定期的な活動はしていない。地区ごとに大阪府から委嘱された推進委員がいるので、情報が入ってくれば対応しているが、なかなか情報が入ってこないという問題がある。

会長

母子寡婦福祉会という組織があり、助け合いができることをアピールして、町の窓口や母子寡婦福祉会の存在を周知していくことが大事である。

委員

母子寡婦福祉会が町役場の売店を運営しているので、売店に来ていただければ、情報提供や相談ができる。利用されていて、知らない方もいると思うので、アピールできればと思う。

会長

母子寡婦福祉会独自のホームページはあるか。

委員

大阪府の連合会にはホームページがある。町は府の連合会の傘下となっていて、パソコンやヘルパー、医療事務、販売員などの講習を安く受講できるようになっている。パソコンにスキルを持った方がいる市町村の母子福祉会は、独自のホームページを作成しているが、町の母子寡婦福祉会には、そのスキルを持った人がいないので、独自のホームページは作成していない。

会長

町の広報誌で、母子寡婦福祉会の特集などを考えてもらってもいいのではないか。母子や寡婦などががんばっている事例などを紹介し、母子の方などが参加・加入していただければと思う。

案件3 「第4期島本町ひとり親家庭等自立促進計画」の概要について

会長

「案件3 『第4期島本町ひとり親家庭等自立促進計画』の概要について」を議題とする。事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料3に基づき、説明)

会長

質問や意見はないか。

委員

「第1章 計画の概要」「1. 計画策定の背景と趣旨」の「市町村などでのより一層」は、どういう意味なのか。「第3章 基本理念」「2. 基本的な視点」の「視点2. 地域全体で子ども・子育てを支援する」の「台一義的な」の「台」は「第」だと思う。

事務局

「市町村などでの」の「の」の削除をお願いします。「台一義的な」は「第」の変換ミスである。申し訳ない。もう一度全体的に見直す。

会 長

骨組みであるが、第3期計画を踏襲しながら、必要に応じて修正するということである。

委 員

国の動向から、「第3章 基本理念」「2. 基本的な視点」を今回入れたとの説明があったが、それと合わせて本町の地域福祉計画との関連を入れると、上位計画との関係性が明確になると思う。

「3. 基本目標・方向性」「4) ワークライフバランスの実現」の「住宅など生活に関わるさまざまな面を支援します」が「3) の生活支援の充実」と重複している。

委 員

「まち」がひらがなになっている。例えば、「第3章 基本理念」「2. 基本的な視点」の「視点1. 人権を尊重し、自立していきいきと暮らせるまちをめざす！」は、ひらがなが続いて、意味がわかりにくいのではないかと。「めざす」だけでも漢字になっているといいと思う。

会 長

「健やかに育つまち」などもひらがなとなっている。

委 員

あえて漢字ではなく、ひらがなにしているのかとも思う。

事務局

「まち」や「町」の表記に関するルールについては把握していないが、上位計画である「総合計画」などでも「まちづくり」はひらがなとなっており、「まち」をすべて漢字に変換すると、他の計画との統一性が無くなってしまう。島本町の全体を示す「町」とするのか、一般的なまちづくりとして「まち」とするのかをきちんと整理し、読みやすくしていきたい。

会 長

委員から提案があると聞いている。

委 員

町と同時期に、大阪府でも「第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」を策定するためのアンケートが実施されている。大阪府は、70歳以上の方にはアンケートを配布していないが、寡婦の方への調査として一定の回答が集まったと聞いており、町の調査では60歳以上の回答が少なかったため、自由記述などを寡婦の意見として盛り込んでいただければと思う。

会 長

具体的にはどうすればいいか。

委員

死別ではなく離婚が原因で、子どもに学費を費やし、老後の蓄えがなく70歳まで働かないといけないという人が多い。滋賀県などは20歳まで医療費助成があり、市町村で対応できるのが医療費助成であると思う。

会長

今回のアンケート調査では50歳以上の方の回答が18人であるが、その方の困っていることのクロス集計結果を比較して、どのようなことが必要かを考えていかないといけないと思う。やはり、医療費の助成などがあげられるだろう。

事務局

どのような傾向があるのかを把握するため、年齢別のクロス集計をやるつもりである。大阪府のアンケートが町のアンケートを同時期に実施されており、次期計画にどこまで反映できるかはわからないが、国や大阪府の動向も含めて、可能な部分は反映させたいと考えている。町としてどこまで独自にできるかについて、計画に具体的に盛り込むのは難しいかもしれない。先ほどの病後児保育で言うと、事業としては必要であるが、待機児童の保護者の視点に立つと、病後児保育より先に保育所を整備してほしいとなるのではないか。国や府の動向、アンケートのクロス集計の結果を踏まえて、町全体としてどうしていくかを考えていきたい。

案件4 その他

会長

その他の案件として、委員から何かあるか。

委員

高槻市にはインフルエンザの予防接種の助成があるが、島本町にはない。子どもは2回接種するので、大人よりも倍の費用がかかる。母子家庭以外でも子どもが多い家庭は、接種していないとの声も聞く。

事務局

いきいき健康課の所管であり、詳細は把握していないが、助成していないので、担当課に伝えておく。そのような声があるとは聞いているが、町全体として限られた予算の中でどのような事業を実施していくかを考えなければならない。

会長

予算を考える時に検討していただければと思う。

事務局から何かあるか。

事務局

(今後のスケジュールの説明)

会 長

本日は、熱心で有意義なご意見をたくさんいただいた。これにて閉会とする。

<閉 会>